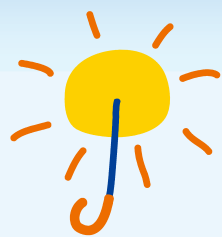


日本司法支援センター



法テラス



北海道庁旧本庁舎（写真提供：札幌市） アメリカ マサチューセッツ州議事堂をモデルにした米国風ネオバロック様式のレンガ造り役所建築で「赤レンガ」の名で観光名所としても親しまれています。2月のさっぽろ雪まつり期間中は、道庁職員による巨大雪だるまがお目見えします。第 59 回さっぽろ雪まつりは 2008 年 2 月 5 日（火）から 2 月 11 日（月・祝）まで開催されます。

C O N T E N T S

巻頭インタビュー 2

タレント 島崎 和歌子さん

業務開始から1年を振り返って 4

法テラス業務紹介 6

犯罪被害者支援

法テラス最前線 8

水戸のスタッフ弁護士として
法テラス茨城法律事務所 長井 雄一

地方事務所だより 10

札幌地方事務所

News & Topics 12

平成21年度新卒採用職員募集 ほか

冬号

Vol.4

2008年1月1日発行

www.houterasu.or.jp

発行：日本司法支援センター

タレント

島崎 和歌子さん

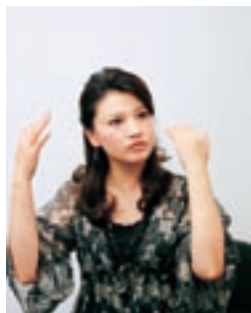
14歳のとき、初めてのオーディションで芸能界への切符を手にしてから、もうすぐ20年を迎える島崎和歌子さん。

親しみやすいキャラクターで幅広いファンを持ち、いまやバラエティ番組には欠かせない存在です。さらに、今年は久しぶりの連続ドラマで主役を演じ、新たな一面を見せてくれそうです。

その撮影にお忙しいなか合間を縫ってお時間をいただき、仕事からプライベートまで、いろいろな話を伺いました。

「アイドル」から「バラドル」へ

— 毎年恒例の「オールスター感謝祭」(TBS)の司会を長年つとめられ、その絶妙な司会ぶりに、最近は貫禄すら感じます。



島崎 この番組が始まってから、もう17年になりました。出演者が200人、5時間半の生放送という大きな番組ですから、ハプニングも必ずありますし、毎回緊張することには変わりありませんが、プレッシャーは年々強くなりますね。番組が始まったころは18歳で、周囲も「失敗してもいいんだよ」と言ってくれて、今思えば若さゆえの怖いもの知らずというか、勢いでできていたのが、今は失敗の許されない歳になってしまったという自覚もあります。

— こうしてお話していると、テレビで拝見しているイメージと全く変わらないことに驚きます。デビューされたときはアイドル系だったかと思いますが、今はすごく自然体でお仕事をされているように感じます。

島崎 デビュー当時は一応正統派のアイドルでした(笑)。私がデビューした平成元年は、ベストテン番組が終了するなど、アイドルブームはだいぶ下火になっていました。かわって、少し上の先輩たちが、「バラドル」といわれる路線を引いてくださっていたこともあり、私



はその流れに逆らわずに自然にやってきたらこうなった、という感じです。アイドルとしてデビューしてしまうと、年齢とともに大人になるための切り替えをするのが大変ですが、早い段階からクイズ番組やバラエティ番組で、素のままの自分を出してこられたのはラッキーだったと思います。

でも、テレビってすごく身近なものだし、中でもバラエティは、ドラマやお芝居とちがって人間性がそのまま出てしまうものだから、いくら作っても、わかる人にはわかってしまう。そういう怖さはありますね。ポロっと言ったひとことが命取りになって、2度とお呼びがかからなくなるかも(笑)、という不安は常にあります。



雲の上の世界で20年

— 島崎さんは高知県のご出身です。子供時代の経験が、今のご自分に影響を与えていると感じられることはありますか。

島崎 すごくありますね。生まれ育ったのは、海も山も近いところでしたので、1年中、自然の中で遊びまわっていました。小学校高学年くらいになると生意気になって、「こんな田舎いやだ」なんて言ったりしたこともありましたが、東京で生活している今は、つくづくありがたかったなと思います。育った環境って、人生を左右しますよね。いまも年に数回は帰りますが、少しずつ都市化されて、景色が変わっていくのは残念です。

高知に限らず、仕事で地方に行くと、駅前などは、どこの街も似たような景色が多くなっていると感じます。外食チェーンがどこにでも進出していて、どこで食べても同じ味。その地方独特の景観や味を残していけないものかなと思います。

— デビューのきっかけはオーディションとのことですが、ご自分で応募されたのですか。

島崎 そうです。地方に住んでいると、芸能界ってまさに雲の上の世界で、女の子なら一度は憧れるものだと思います。特にモテルわけでも目立つわけでもない、普通の中学生でしたが、一生に一度の記念のつもりで応募したら、今の事務所の社長に誘っていただいて。本当にラッ

島崎和歌子（しまざき・わかこ）さん

1973 年高知県生まれ。

1989 年、「弱っちゃうんだ」で歌手としてデビュー。

1991 年からスタートし、毎年春秋の番組改編期に放送されるクイズ・バラエティ番組「オールスター感謝祭」（TBS）では、名司会ぶりが好評。今年 1 月 7 日スタートのドラマ「愛の劇場『三代目のヨメ！』」では主役を演じる（TBS 系列 月～金 13:00～13:30）。

2005 年から、高知県観光特使もつとめる。

詳しくは、島崎和歌子公式携帯サイト <http://gmpro.jp/> をご覧ください。

キーでした。それからもう 20 年もしさせてもらっているのですから、人生って本当にわからないものですね。

ハイビジョン放送が敵!?

— ハードなスケジュールの中で、健康や美容のために気をつけていらっしゃることはありますか。

島崎 もう大変ですよ（笑）。強いライトや乾燥など、スタジオは美容に悪いことばかりですから。いまはハイビジョン放送も多くなって、ごまかしがきかないので本当に困りますね。ハイビジョンは、景色やスポーツだけにすればいいのに、と思います（笑）。でもそんなことも言っていられないので、いろいろと努力はしています。食べることに気を遣っていますが、普段の食生活は本当に貧しいですよ。テレビ局のお弁当や外食ばかりでは体に悪いので、イメージじゃないと言われますが、できるだけ自炊もするようにしています。

— 土佐の女性ですから、お酒も強そうですね。

島崎 お酒は好きで、何でもいただきますが、特別強くはありません。地元の友達と飲むと、飲みっぷりがぜんぜん違って圧倒されます。「今日はあんまり飲めなかった」と言いながら、ビールを大瓶で 1 ケース飲んでしまうような人たちですから。ずっと高知にいたら、私も今ごろ大変なことになっていたと思います（笑）。

— 休日はどのように過ごされますか。

島崎 飽きっぽいから何をやっても続かなくて趣味も特にないんです。だから休日も、掃除や洗濯をしたりして、家にいることが多いですね。仕事のときは細かくスケジュール管理をされているので、休みのときはできるだけ自由に、気の向くままに過ごしたいと思っています。

1 年の締めくくりに「よかった」と思えるように・・・

— まもなくデビュー 20 周年を迎えられます。振り返ってみていかがですか。

島崎 20 年って重いですね。この世界は、毎日違う方



との出会いがある楽しい仕事ですから、飽きずにやってこられたのかなと思います。でも、一人ではここまでこられなかったですし、周りでサポートしてくださる方たちに恵まれていたことには、心から感謝しています。

これまでは仕事のスタンスとして、いただいた仕事はなんにでもチャレンジしようと思ってやってきました。自分がしたいことと、求められていることが一致しているとは限らないけれど、やらないと結果は残らないですから。でも、20 年ともなると、なんでもできなきやいけないという、新しいプレッシャーがあります。私はそんなに器用じゃないですし、年齢を重ねてからの失敗はリスクが大きい。明日どうなるかもわからない世界ですから、将来のビジョンを描くというのは難しいですね。ですからこれからも、いただいた仕事にひとつひとつ全力で取り組み、1 年の締めくくりに、「今年はこれがよかった」と思えるような、その年の島崎和歌子という芸能人の代表作を残していければいいなと思っています。

— 今年はドラマに出演されるそうですね。



島崎 はい。久しぶりの連続ドラマ、しかも主役ということで、楽しみでもあり、緊張もしています。老舗のせんべいやの若旦那に嫁いだ姉さん女房の役で、3 代目女将として奮闘する姿を描いたホームドラマなので、いまは役作りに励んでいます。これまでと違う島崎和歌子のイメージを、皆さんにどうお伝えできるか、今から楽しみです。

業務開始から1年を振り返って

法テラスは、2006年4月10日に設立され、半年の準備期間を経て同年10月2日に業務を開始しました。昨年10月で業務開始から1年が経過したことから、おもな業務のこの1年間の概況をご紹介します。

文中の実績件数等は、2007年10月時点での速報値です。

設立から2007年3月末までのより詳細な実績報告と資料は、「平成18事業年度事業報告書」として、法テラスホームページで公表しております。

情報提供業務

●1年間の情報提供件数は約37万件

おなやみなし

情報提供業務のうち、コールセンター0570-078374で受けたお問い合わせ件数は、1年間で合計23万5,593件でした。内訳は、電話によるお問い合わせが23万2,407件、メールによるお問い合わせ（2007年1月より開始）が3,186件でした。業務開始当初は報道が集中したこともあり電話が殺到しましたが、現在は平日1日あたり800件前後のお問い合わせ件数で安定しています。また、地方事務所受けたお問い合わせ（面談・電話）件数は、合計約13万件であり、業務開始以来、月1万件前後で推移しています。

したがって、コールセンター、地方事務所を合わせ、法テラスの情報提供業務として、1年間で約37万件の情報提供を行ったことになります。

2007年1月からは、メールによるお問い合わせの開始とともに、コールセンターや地方事務所における情報提供で実際に使用している法制度紹介のためのFAQと、関係機関・団体紹介のためのデータベースの法テラスホームページ上での公開を開始し、これにより24時間いつでも、法テラスへのお問い合わせや情報検索をしていただけるようになりました。さらに、より質の高い情報提供を行えるよう、コールセンターにおいては、7月より、テレフォンアドバイザーと呼ばれる弁護士を常駐させ、5分程度の情報提供を行うようにしました。

コールセンターの受付件数

2006年10～3月	2007年4～9月	計
128,741 うちメール790	106,852 うちメール2,396	235,593 うちメール3,186

民事法律扶助業務

●法律相談援助は約5割増、代理援助は約2割増

民事法律扶助業務は、2006年10月の業務開始と同時に（財）法律扶助協会から引き継いだ業務です。引き継ぎは円滑に行われ、業務は順調に遂行されており、援助件数は、同協会時代の実績と比較しても増加の傾向にあります。これは、法テラスにおける法律扶助予算の拡充、広報や報道の影響、関係機関・団体との連携強化の成果であると考えられます。

具体的には、業務開始からの1年間で法律相談援助が136,400件、代理援助が66,570件、書類作成援助が4,112件となっており、法律相談援助は2005年度の法律扶助協会の実績と比較して154%、代理援助は118%、書類作成援助は113%となっています。

取扱い事件の種類としては多重債務関係が7割以上を占めており（代理援助のうち54.2%が自己破産申立事件、17.5%が任意整理事件）、次いで離婚等請求事件の12.1%となっています。

法テラスでは、民事法律扶助を担当する弁護士（受任

予定者契約）を全国で約9,200名、司法書士（受託予定者契約）を約3,700名確保し、各地で業務に支障のない体制を整えています。

民事法律扶助各援助の実績

法律相談援助		
2006年10～3月	2007年4～9月	計
64,837	71,563	136,400
(参考)		*88,513 154%
2005年度との比較		
代理援助		
2006年10～3月	2007年4～9月	計
32,768	33,802	66,570
(参考)		*56,318 118%
2005年度との比較		
書類作成援助		
2006年10～3月	2007年4～9月	計
2,024	2,088	4,112
(参考)		*3,639 113%
2005年度との比較		

*は、（財）法律扶助協会における2005年度の実績

国選弁護関連業務

●順調な業務遂行

法テラスが実施する国選弁護関連業務は、①国選弁護人になろうとする弁護士との契約締結、②裁判所からの依頼に基づく国選弁護人候補の指名および裁判所への通知、③国選弁護人に対する報酬・費用の算定・支払などを主な内容としています。

①の国選弁護契約の締結業務については、2007年10月時点、全国の契約弁護士の人数は11,229名となり、当面の業務を担うに足る人数を確保できています。

②の国選弁護人の指名・通知業務は、業務開始からの1年間で被疑事件が6,871件、被告事件が72,583件と、想定された事件数の範囲内において、特段の遅延等が生じることもなく業務が遂行されています。特に、業務開始前に懸念していました、新しく導入された被疑者国選

弁護事件への対応や、休日における指名・通知業務の実施についても大きな支障もなく事務が行われています。

また、③の国選弁護人に対する報酬の算定・支払事務も滞りなく行われていますが、業務開始後の運用状況から整備や改善を要する事項が確認されたことから、2007年4月に国選弁護人契約約款を一部改正しました。

なお、2007年11月からは、少年法の一部改正法の施行にともない、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する事務も法テラスの業務となりました。これと併せて、国選弁護人契約約款のうち、国選付添人制度に関連・連動する部分について一部改正をしました。

被疑者・被告人別受理件数

	2006年10～3月	2007年4～9月	計
被疑者	3,436	3,435	6,871
被告人	37,717	34,866	72,583

犯罪被害者支援業務

●精通弁護士紹介は355件

法テラスコールセンターに設けた「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714」で受けたお問い合わせ件数は、1年間で合計6,676件でした。お問い合わせの内容としては、生命・身体犯による被害、性被害、DV被害、いじめ、セクハラ等の被害者からの、刑事手続のしくみや支援制度、支援窓口などに関するお問い合わせが約半数（50.6%）であり、その他は振り込め詐欺や不当請求などの消費者被害に関するものなどとなっています。

地方事務所においては、現在、生命・身体犯による被害、性被害、DV被害等の犯罪被害・刑事手続（消費者

被害等を除く）について、月700件前後のお問い合わせをお受けしており、徐々に増加しています。

このほか、犯罪被害者支援に精通している弁護士約1,200名を精通弁護士名簿に登載して被害者やご家族等にご紹介しており、業務開始以降1年間の紹介件数は355件でした。

今後、犯罪被害者支援を行う関係機関・団体の皆様との連携をより一層深め、被害者の方の置かれた状況に応じた、丁寧な橋渡しに努めてまいります。

コールセンターの受電件数（犯罪被害者関係）

2006年10～3月	2007年4～9月	計
3,679	2,997	6,676

司法過疎対策業務（スタッフ弁護士の配置を含めて）

●全国10ヵ所に司法過疎地域事務所を設置

法テラスでは、身近に弁護士がいない、いわゆる「司法過疎地域」に事務所を設置し、法テラスに勤務する「スタッフ弁護士（常勤弁護士）」を配置して、一般の開業弁護士と同様の有償による法律相談や事件の受任を含む法律サービス全般の提供を行っています。2007年10月1日現在、北海道の江差町、埼玉県秩父市、新潟県の佐渡市、岐阜県の可児市、鳥取県の倉吉市、島根県の浜田市、高知県の須崎市、長崎県の壱岐市、鹿児島県の鹿屋市、指宿市の10ヵ所に司法過疎地域事務所を設置し、

法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消に向けて取り組んでいます。

上記を含むスタッフ弁護士数は、同時点で合計58名となっており、司法過疎地域事務所のほか、法テラスの本所、支部、地域事務所に配置され、民事法律扶助業務、国選弁護業務を中心に、赴任先の各地において着実に活動しています。

司法修習終了後ただちに法テラスのスタッフ弁護士として採用し、研修を行う制度を今年度から導入しており、2007年度中には合わせて100名前後の態勢となる予定です。

国民への周知が大きな課題

新たに設立された法テラスにとって、すべての業務について不安を伴いながらの船出でしたが、特段の問題を生じることなく、1年間概ね順調に遂行することができました。しかし、コールセンターのアクセス件数の伸び

悩みに象徴されるように、認知が十分に行き渡っていないことは否めません。

法テラスが、国民にとって身近な存在であり、いざというときに頼りにされる組織となるよう、まずは「法テラス」の存在を知っていただくため、これからも手法を工夫して多様な広報を続けていきたいと考えています。



法テラスの業務紹介・第4弾は、犯罪被害者支援業務です。

私たちはだれもが、犯罪被害者になる可能性をもっています。そして、被害からの回復は容易なことではありません。

犯罪被害者が被害にあってから再び平穏な生活を取り戻すためには、そのとき必要とする支援を途切れることなく適切に受けられることが重要です。

法テラスの犯罪被害者支援業務は、たとえ犯罪被害にあってしまったとしても、少しでも早く、適切な支援にたどり着くことができるよう、被害者が必要とする情報の提供や、関係機関との連携にもとづく橋渡しをおこなう業務です。

犯罪被害者支援業務の内容

法テラスの犯罪被害者支援の内容は、おもに①～③の3つです。
電話、面談いずれの方法でもご利用いただけます。

① 相談窓口のご案内

被害者が必要とする支援は、被害者が置かれている状況により、さまざまなものがあります。(被害者が求める支援とは参照)。

法テラスでは、犯罪被害者の支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口の支援内容や連絡先などの情報を集めています。被害者からのお問い合わせがあった場合には、まず被害内容やお困りになっていることなどをお伺いし、その方が必要とされている支援を行っている、適切な窓口をご案内します。

たとえば・・・



買い物の帰り道でひったくりにあい、けがをしました。幼い子供もいるのに、家事もできません。犯人もまだつかまらず、精神的にも不安でいっぱいです。



お住まいの近くの民間支援団体では、犯罪によって家事や育児が困難になった方への援助や、カウンセラーをご紹介するなどの活動を行っていますので、ご案内いたしましょうか・・・

被害者が求める支援とは

犯罪被害者の置かれた状況はさまざまであり、お受けになった被害の内容によって必要とされる支援は異なるとともに、時間の経過によっても変わっていきます。

法テラスでは、犯罪被害者支援を行う機関・団体とのネットワークをいかし、その方が必要とされる支援を行う窓口をご紹介します。

被害者が求める支援は、時間を追って変化します。(この順は一例です。)

- ・病院へ付き添ってもらいたい。
- ・日常生活の支援(家事、育児など)を頼みたい。
- ・精神的なケアやカウンセリングをうけたい。
- ・報道機関への対応をお願いしたい。
- ・事件の捜査状況や裁判のしくみについて知りたい。
- ・事情聴取や現場検証等へ立会ってもらいたい。
- ・裁判手続に同行してもらいたい。
- ・同じ境遇にある方たちと気持ちを共有したい。



※お問い合わせの内容に応じて、コールセンターから地方事務所に支援の引き継ぎをいたします。

② 法制度のご紹介

犯罪はある日突然起こります。思いがけず犯罪被害者となり、身体的・精神的被害に苦しみながら、捜査や裁判の場で協力を求められ、被害にあわれた方やそのご家族の多くが、聞きなれない法律用語や初めて経験する刑事手続に戸惑われます。法テラスでは、刑事手続の流れや、犯罪で受けた損害や苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を収集し、お問い合わせの内容に沿ってご紹介しています。

たとえば・・・



息子が交通事故にあい、今も後遺症に苦しんでいます。それなのに加害者は不起訴になり、納得いきません。なんとかならないでしょうか。



検察審査会という機関に申立てをし、不起訴処分が妥当であったかどうかについて審査してもらう方法があります。その結果によっては、起訴すべきである、さらに詳しく捜査すべきであるという判断が下される場合もあります・・・

犯罪被害はさまざま

法テラスの犯罪被害者支援では、犯罪の種類は限定せず、幅広い被害に対応できる態勢を整えています。

殺人、強盗、強姦、ストーカーなど、マスコミに取り上げられ耳目を集めるような事件はもちろんですが、家庭内における夫婦間の暴力(いわゆるDV)や児童虐待、高齢者虐待なども含みます。これらは、家庭という密室における犯罪であり、以前は表に出ることは多くはありませんでしたが、この種の事件の増加により徐々に社会問題化され、今では明らかな「犯罪」として認識されるようになっていきます。

このほか、職場でのいじめやセクハラ、交通事故被害のお問い合わせに対しても、支援のご案内をしています。



犯罪被害者の置かれてきた立場

犯罪被害者は、事件の「当事者」でありながら、刑事の法廷においては、長い間蚊帳の外に置かれてきました。加害者（被疑者・被告人）は、日本国憲法においてその権利を保障され、国費で弁護士が選任される一方で、被害者は刑事裁判において望むような関与もできず、疎外感・無力感に苦しむことが少なくありませんでした。

しかし、1990年代に入って、さまざまな支援の活動が活発化し、加害者に比べて立ち遅れが指摘されていた犯罪被害者への支援の必要性も、ようやく制度的要請として捉えられるようになりました。そして、2000年には刑事手続における配慮・保護を規定した、いわゆる「犯罪被害者等保護二法」が制定され、その後、2004年12月には「犯罪被害者等基本法」が成立。犯罪被害者は、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものと位置づけられるとともに、国及び地方公共団体には、犯罪被害者等のための施策を策定し、実施する責務が明記されたのです。

③ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介

被害者が求める支援のなかには、法律の専門家である弁護士の援助が必要な場合があります。

法テラスでは、犯罪の被害にあわれた方やそのご家族などが、弁護士による法律相談等の支援を必要とする場合には、個々の状況に応じて、弁護士をご紹介します。

なお、弁護士費用等については、その方の経済状況等に応じて、法テラスが実施する「民事法律扶助」や「犯罪被害者法律援助」（日本弁護士連合会から委託を受けて実施している業務）の制度をご利用いただくことができます。

たとえば・・・1



加害者に対して損害賠償請求をしたいのですが。



地方裁判所に民事裁判を提起することができます。



暴力をふるう夫から逃れたいのですが。



保護命令（接近禁止命令や住居からの退去命令）の発令を求める訴えを地方裁判所に提起することができます。

上の例のように、民事裁判等に関する弁護士の支援を必要とし、弁護士費用の負担が困難な場合は、法テラスの「民事法律扶助」（前号で詳しくご紹介しています）を利用することができます。

ただし、次の要件に該当することが必要です。

- ・収入等が一定基準以下であること
- ・勝訴の見込みがないとはいえないこと
- ・法律扶助の趣旨に適すること（報復感情のみに基づくもの、謝罪のみを求めるものなどは援助できません）

深刻な二次被害

犯罪は、被害者の身体面、精神面、経済面などに、直接的な被害を与えます（これを一次被害と呼びます）。それだけでも深刻な苦しみであることはいうまでもありませんが、被害者は、その後も、周囲からの心ない言葉、いわれない偏見やうわさ話などに傷つき、苦しめられることが多いのです。このように、一次被害後に受ける、精神的な被害などは、二次被害と呼ばれます。

法テラスの犯罪被害者支援に携わる担当者は、犯罪被害者支援の知識や経験を持った者であり、二次被害を与えることのないよう配慮しながら丁寧な対応に努めています。

たとえば・・・2



裁判手続にひとりで臨むのは不安なので、加害者の刑事裁判の傍聴の際の同行や、意見陳述の際のアドバイスをお願いしたいのですが。



犯罪被害者給付金の請求手続をしてもらいたいのですが。



報道機関からの取材が精神的に負担なので、かわりに対応してもらいたいのですが。



裁判の手続はわかりにくいことも多く、おひとりではご負担も大きいでしょう。

上の例のように、刑事手続や少年審判、行政手続に関する弁護士の支援を必要とし、弁護士費用の負担が困難な場合は、法テラスの「犯罪被害者法律援助」（日本弁護士連合会から委託を受けて実施している業務）を利用することができます。

ただし、次の要件に該当することが必要です。

- ・生命・身体・自由に対する犯罪の被害者等であること（窃盗、詐欺など財産犯の被害者は原則として対象となりません）
- ・収入等が一定基準以下であること
- ・弁護士に依頼する必要性・相当性があること

犯罪被害者支援に関するお問い合わせは

●お近くの法テラス

業務時間：平日 午前9時～午後5時

※面談によるお問い合わせは予約制となっておりますので、あらかじめ電話でお問い合わせください。

●法テラスコールセンター

犯罪被害者支援ダイヤル
0570-079714

受付時間

平日 午前9時～午後9時
土曜日 午前9時～午後5時

※ PHS、IP 電話からは
03-6745-5601 にお電話ください。

水戸のスタッフ弁護士として

法テラス茨城法律事務所 スタッフ弁護士 長井 雄一

■ 水戸へ

私は、司法修習終了後、法テラスの常勤弁護士（スタッフ弁護士）になることを志し、第一東京弁護士会が運営する公設事務所に勤務して、さまざまな事件の経験を積むための勉強をしながら働いていました。東京の事務所で働いていたことから、赴任地の希望として地方の都市部を希望していたところ、水戸に行かないかとの打診が法テラスの本部からありました。私には、親戚がいるなどといった特別な縁は水戸にはなかったのですが、新しい法テラスという制度の下、新しい土地で出発するのもいいかもしれない、と思い、水戸に赴任することを決めました。

私は、2006年10月から法テラス茨城地方事務所の常勤弁護士として活動を始めました。



執務中の筆者

■ 法テラス茨城法律事務所の所在地

法テラス茨城法律事務所の所在地は、水戸地方裁判所から歩いて5分ほどの場所にある大町ビル（茨城県住宅供給公社）の3階です。同じフロアには法テラスの地方事務所（法テラス茨城）も入っています。出入り口は共通となっており、法テラス茨城の事務所と仕切られた形で法テラス茨城法律事務所があります。

■ 法テラス茨城法律事務所の現状

法テラス茨城法律事務所は、現在、弁護士1名及び事務職員1名という体制で運営しています。

業務内容は、主に民事法律扶助事件と国選弁護事件です（司法過疎地域事務所ではないので、司法過疎地域における有償受任はしていません）。



事務職員

民事法律扶助事件については、法テラス茨城から割り振られた案件を随時担当します。割り振られる案件には、例えば、急ぎの案件や箱相談（法テラス茨城での予約制の法律扶助相談）の枠からもれた案件などが比較的多いようにみえます。相談内容は、民事法律扶助相談ということもあり、債務整理・自己破産の案件が多いのですが、家事事件や金銭の支払いに関するものなども比較的多くあります。

私が担当した民事法律扶助相談で、代理援助の審査決定を経たものは私が事件を受任することになります。それ以外に、法テラス茨城から打診された事件を受任することもあります。現在、私が受任している事件は、債務整理・自己破産事件が比較的多く、それ以外に離婚等家事事件、不法行為・損害賠償請求事件、労働事件などがあります。

国選弁護事件については、法テラス茨城から打診があった被疑者国選・被告人国選事件を担当しています。水戸管轄内は、いわゆる弁護士過疎地域と異なり、弁護士の人数は比較的多いのですが、即決裁判事件などスケジュールの都合から受任する弁護士が見つかりにくい事件があり、そのような事件を私が担当することが多くあります。事件に即応し、迅速に動くことが強く要請されるのが法テラス茨城法律事務所の国選事件における特徴といえます。

■ 現在の課題

事件処理がなかなか前に進まないことが悩みの種です。

以前、この「法テラス最前線」の連載で別のスタッフ弁護士が、業務の効率化、合理化が課題である旨を書かれていましたが、法テラス茨城法律事務所でも同じことが課題になっています。

解決策としては、私自身がさらに自己研鑽に努め、事件を手際よく処理できるように技術を磨くとともに、今までの事件の経験を蓄積し、債務整理事件などにつき、事件処理の類型化などを進めることなどを考えています。

■ 将来の展望と課題

将来の課題としては、被疑者国選弁護制度、裁判員制度への対応があります。

2009年に被疑者国選弁護の対象範囲が拡大するとともに、裁判員制度がスタートします。これらの制度がスタートすると、弁護人の負担は今まで以上に大きくなることが予想されます。

例えば、茨城県では、裁判員制度対象事件はすべて水戸地方裁判所で審理されることが予定されています。すると、茨城県南部の土浦・竜ヶ崎地域や茨城県西部の下妻地域の被疑者国選の弁護人が起訴後、被告人国選の弁護人として水戸の裁判所まで行って事件を担当しなければならないという問題があります（裁判員対象事件の公判は連日開廷されることが予定されているので、弁護人の負担はさらに大きなものになります。）。

対応策として、被疑者国選の弁護人と交代して水戸の先生が被告人国選を受任したり（いわゆるリレー方式）、被疑者国選を担当した弁護人とともに国選弁護人に選任される（いわゆる複数選任方式）

ことが考えられ、その際、スタッフ弁護士も大きな役割を担うものとみられます。

これ以外にも、弁護人の人数が不足している茨城県南部地域での被疑者国選の対応など刑事弁護におけるスタッフ弁護士の役割・期待は大きくなっていくと思われます。



事務所の入口

■ 仕事をしていて感じること

仕事をしていると、この世の中には、不幸なことや悲しいことがたくさんあることを認識させられます。時々、暗澹たる思いになることがあります。困難な事件に直面し、どのように対処すればいいのか思い悩むことも多いです。

他方、事件や裁判が終結した後などに、依頼者・被告人から私に対して感謝の手紙が送られてきたり、依頼者・被告人からお礼の言葉をいただくことがありますが、そのような手紙やお礼の言葉に接すると、とてもうれしい気持ちになります。

私の仕事が困難に陥った方の問題の解決に少しでもお役に立てたかと思うと、手前味噌ながら、誇らしい気持ちになります。被告人から、判決後、弁護活動への感謝の言葉をきくと、自分のしてきたことが無駄ではなかったと感じます。

楽しいことばかりではありません。しかし、とても意味のある仕事だと思うのです。

■ 理念実現のために

水戸に赴任して一年余りになります。いろいろな課題がありますが、関係各機関の方や周囲の方々の協力に支えられてきました。

今後も、水戸の地にて、「いつでも、どこでも、だれでも法律の支援が受けられる」という法テラスの理念の実現のため、活動していく所存です。



事務所のあるビル



「法テラスの存在周知 ～ 草の根広報というアプローチ」

札幌地方事務所所長（弁護士） 矢野 修

一昨年10月の業務開始以後1年余り、「最早、1年経ったのか」というのが正直な感想です。この間、大小取り混ぜて様々な困難や多少のミスもありましたが総括すれば、ともあれ、まずは「つつがなく」といったところでしょうか。

この1年、札幌地方事務所にとって最も印象的であったことは、情報提供業務の利用者が、開業当初から「約3倍近く」に増えたことです。具体的に言えば、昨年10月・11月の時点では「1日平均3～4人」という利用者が、最近では「14～15人」にまで増加いたしました。

こうした増加は本部と地方事務所が連携して広報活動を積極的に実施した結果であります。この1年の広報活動の実態は、情報提供業務の広報というよりも「法テラスという存在をどのようにして、より多くの人に知ってもらうか」という活動であったように思います。

開業直後のメディアに取り上げられた1～2週間は別として、10月の後半から11月に入ると情報提供の利用者は1日平均で4～5人程度と大きく低迷いたしました。法テラス設立前の準備段階から意気込んで作業をしてきた私たちスタッフにとっては、大きな落胆と驚きであり、これほど低迷するとは思いませんでした。

もちろん、札幌としても法テラスの設立に当たっては、アクセス障害を取り除き、より多くの人に、より良い司法サービスを提供したいという理念の下に準備業務をこなしてきたわけですが、開業後の低迷には正直驚いたと同時に、反面「こんなはずがない。法テラスを必要としている人たちは、世の中にもっともっているはずだ。」という思いを強くいたしました。

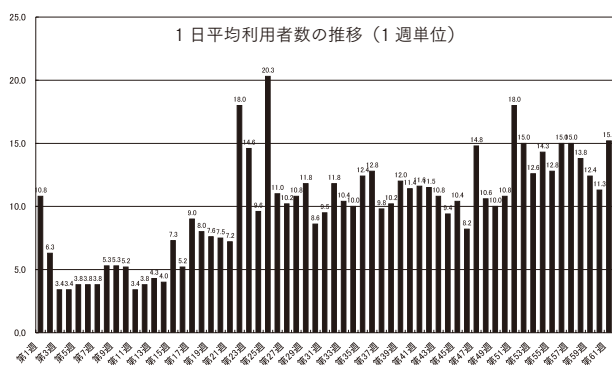
そうした中「では広報活動をもっと積極的に展開しよう」ということになったのですが、一方では立ち上がったばかりの通常業務をこなしながら、また一方では予算的な制約や人員の問題など多くの隘路もありました。さらには「法テラス」という存在（意義・役割）が簡単には伝わらないということも経験いたしました。

札幌地方事務所が実施した各種の広報手段の中で、手応えをつかめたのは、メディアの利用と併せて民生委員や行政相談員など住民の相談を受ける立場の方々へ「直接に出向いて説明する」という広報を実施したことです。

当初の広報活動としてポスターやらチラシの配布など、様々な活動を行ってみたものの、「法テラス」という存在が「なかなか伝えられない。よく分かってもらえない」という感触が残りました。そこで住民の相談を受ける立場の民生委員さんや行政相談員の方々の会合に出向いて直接に説明しようということになったのですが、これは非常に効果があったと思っています。具体的には10人程度の民生委員さんの会合に出席させていただいて、法テラスの業務内容を20分程度説明させていただくのですが、出席者からの反応がよく、多くの質問などが出て1時間近くもかかる会合もあります。また利用者の「生の声」を聞くことで業務に反映し改善する部分も随所に出てまいりました。

「こんなはずはない」という推測からスタートした活動ですが、民生委員さんなどに直接に接することで法テラスの社会的必要性を実感して、逆にその意義を再確認したような次第でもあります。うれしいことは「なんで、こんなにいいものなのに、どうしてもっと早く知らせてくれなかったの」というお叱りを受けることです。草の根方式である以上、大きな効果につなげるためにはまだまだ時間を要することと思いますが、小規模の会合へも継続して説明していけば、いずれ大きな成果に繋がると確信しております。

法テラスがスタートして1年、この組織が社会的な認知を受け定着することが出来るのか、それとも単なる社会実験で終わってしまうのか、後者の可能性も決して否定できません。間違いなくこの組織は社会から必要とされているし、今後、ますます必要度は高まっていくと思っています。色々、紆余曲折・障害もあるでしょうが関係団体とも連携し法テラスの存在意義をより高めるよう努力したいと考えております。



札幌の職員



法テラス札幌の 民事法律扶助事業の現状

札幌地方事務所
民事法律扶助担当副所長
長野 順一

札幌地方事務所において、代理援助受任予定者の契約をしている弁護士は、11月末現在327名で、これは、札幌弁護士会に登録している弁護士445名のうちの73.5%にあたり、全国の政令指定都市の中ではトップクラスの登録率です。司法書士の登録も120名(32.1%)で、こちらの方は全国の政令指定都市の中で第1位です。

また法律相談援助、代理援助、書類作成援助、いずれも法テラス以降も順調に数字が伸びています。特に、相談援助は、法律扶助協会の時代と比較して約3.3倍にもなっています。

このような、比較的順調な登録状況、利用状況となっているのには、いくつかの理由があります。

弁護士、司法書士の登録率については、もともと扶助協会時代から高かったのですが、法テラス移行に際しては、札幌弁護士会の中に、法テラスに対して批判的な意見が強くなりました。そのような中で、弁護士会から、「様々な問題があるからこそ、法律扶助制度をよりよくするために、むしろ積極的に皆でかかわり、そして積極的に意見を言って行こう。」と呼びかけていただき、多くの方々がそれに応じて、登録をして下

さったという経緯があります。

また、新規に弁護士会に入会された弁護士についても、弁護士会の協力をえて、オリエンテーションなどの際にも登録を積極的に呼びかけていただき、その結果ほとんどの方が登録をしてくれています。

また、札幌地方事務所では、法律相談援助の実施について、FAX配点方式（いわゆる「札幌方式」）により行っております。この方式は、札幌地方事務所相談援助の申し込みがあった場合に、名等順に契約弁護士・司法書士にFAXで配点する方法で、相談所で予約を受け付けて行う場合と比べ、多くの相談者に速やかに対応できるので、法律相談援助の増加に結びついていると思います。

さらに、札幌地方事務所として、情報提供業務・法律扶助業務について、積極的に広報活動をしており、マスコミでも、取り上げてもらっていますが、その効果により情報提供窓口から、法律扶助が紹介され、扶助の申込みをされるケースが増えています。

法テラスの存在も、法律扶助など業務内容も、未だ十分に市民の皆さんに浸透しているとは言い難い状況ですが、これからも積極的に、弁護士・司法書士の方々に扶助の登録をしていただくよう呼びかけるとともに、多くの方に法律扶助制度のことを知っていただくよう広報活動にも力を注ぎ、法律扶助を必要とする人すべてに利用の機会が与えられる制度にしていきたいと思っています。



執行部会



地域に根付いた 法テラスを目指して

札幌地方事務所
事務局長 大嶋 正行

法テラス札幌は、札幌のほぼ中心部にあり、付近には裁判所や検察庁から弁護士会・司法書士会そして多くの弁護士・司法書士事務所が集中した地域で、いわば「札幌の司法街」のど真ん中に位置しております。また大通公園や北大植物園など、都心にありながら緑が豊富なエリアでもあります。

アクセスの交通機関としても地下鉄の駅から約2分、路面電車の駅から1分と利用者から見ても（また弁護士・司法書士の方々にとっても）極めて便利な立地環境にあります。

職員は、所長及び副所長7名の執行部と事務局長、常勤職員10名、非常勤職員6名、窓口対応専門職員8名の計32名です。出身前職としては、弁護士会、扶助協会、裁判所、消費者センター、カウンセリングセンター、民間の会社等様々ではありますが、この新たな事業に対してひとりひとり真剣に業務に取り組ん

でいます。

一昨年の開業当初は、特に新たな業務である「情報提供業務」というものがどのようなものか、どのように行っていくべきか多少の混乱があり、また件数も伸び悩んだことから、今後の方向性についていろいろと悩む時期も続いたのですが、正副所長会議（執行部会）や職員独自の「情報提供プロジェクト」で議論を重ね、業務の処理や広報活動のあり方、進捗状況報告、課題、提案、その他もろもろの情報交換や協議を行うことで、業務面での改善も見られ、徐々にではありますが件数も増えてきました。

また職員研修についても、日常の情報交換的なミーティングの他に、主要な連携先である家庭裁判所や弁護士会、司法書士会、カウンセリングセンターなどの関係機関から講師をお招きし、職員のスキルアップや情報交換を通じてサービスの向上に努めることで、ある程度の形が見えてきました。

利用者の方々の満足度をいかにして上げていくかという点で、まだまだ課題は山積していますが、一日でも早く地域に根付いた事務所になることを目指して、今後も広報・研修等を積極的に継続していきたいと考えています。

～司法をもっと身近に～

法テラス平成21年度新卒採用職員募集のご案内

法テラスは、平成 21 年度新卒（四年制大学以上）採用職員を募集します。

応募要件については、資格・免許及び学部学科を不問としています。法テラスが何より求めている人材は、“総合法律支援の理念の実現に直接携わりたい”という強い意欲をお持ちの方、“法テラスという新しい組織を自分の力で創り上げていきたい”という熱い思いを抱いている方です。

募集要領及び業務説明会のご案内、先輩職員からのメッセージ等を掲載していますので、法テラスのホームページ「採用情報」コーナーを是非一度ご覧ください。



「困っている人の役に立ちたい!」「社会に貢献したい!」
というあなたの強い気持ちが、法テラスを支えます。

<http://www.houterasu.or.jp/>

法テラスでは、各種のご寄附をお受けしています

寄附金は、法テラスが行う公益性の高い各種業務の事業費や運営費に使用させていただきます。

篤志家寄附、遺贈による寄附、相続財産の寄附 等

法テラスは、特定公益増進法人（所得税法、法人税法、租税特別措置法）に指定されておりますので、税制上の優遇措置を受けることができます。

しよく罪寄附

しよく罪寄附とは、刑事事件において被害者が特定できない場合や被害者に対する示談ができない場合などに、被告人・被疑者が反省の気持ちを込めて行う寄附です。裁判所により情状の資料として評価され、代理人弁護士からも情状の気持ちを示すのに有効との感想が寄せられています。

ご寄附のお申込み・お問い合わせは、法テラス本部または最寄の地方事務所へ



島崎和歌子さんといえば、その整った顔立ちに似合わない「ガハハ笑い」がトレードマークです。巻頭インタビューの際も、その笑いが何度も飛び出しました。対照的に、お仕事の話になると、途端に真剣なまなざしに変わります。

ことばの端々から感じられる、仕事に対する真摯な姿勢や周囲への感謝、細やかな心配り……。ご本人は謙遜されていましたが、生き馬の目を抜く競争激しい芸能界で、20年にわたって愛され続ける理由は、決して運や縁だけではないはずです。

デビューまでの15年間を過ごしたふると・高知ではぐくまれた、飾らない人柄。お目にかかった印象は、「地に足のついた34歳の女性」でした。
(編集担当)

[発行]



日本司法支援センター(法テラス)本部

〒102-0073 千代田区九段北4-2-6 市ヶ谷ビル6階

電話 0503383-5333(代表)

発行責任者:常務理事 寺井 一弘



法テラスコールセンター 0570-078374

おなやみなし

平日

午前9時～午後9時

土曜日

午前9時～午後5時

